

園改築事業補助金五百二十九万九千円、及び市町村調整交付金三億六千九百二十万六千円でございます。

次に、第十二款財産収入につきましては、前年度と比較いたしましたして一一〇・三％、四億二千四百四十三万余円と大幅な増となっております。主なものとしたしましては、基金の利子及び土地の売却収入でございます。

次に、一一ページから一二ページを開きいただきたいと思ひます。第十三款寄付金につきましては、前年度と比較いたしましたして二八八％、六千六百六十六万五千円の大増となっております。これは宅地開発指導要綱に基づく学校施設等整備事業寄付金が主なものでございます。

次に、第十四款繰入金につきましては、前年度と比較いたしましたして四四三・八％、五千四百十八万五千余円の大増となっております。これは市営住宅等管理基金からの繰入金が主なものでございます。

次に、第十五款繰越金につきましては、前年度からの繰越金六億五千五百七十七万七千余円でございます。次に、第十六款諸収入につきましては、前年度と比較いたしましたして四二・三％、一億六千七十七万三千余円の増となっております。主なものとしたしましては、収益事業配分金三億三千万円、収益事業均てん化配分金五千九百九十万円でございます。

次に、十七款市債につきましては、前年度と比較いたしましたして三一％、八千五百二十万の増となっております。これは仮称熊川緑地新設事業債が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

一三ページから一四ページを開きいただきたいと思ひます。まず第一款議会費につきましては、予算額に対しまして執行率は九八・二％でございます。また不用額五百一十六万六千余円出ておりますが、これは旅費及び需用費が主なものでございます。

次に第二款総務費の執行率は九九・三％でございます。前年度と比較いたしましたして四四％、九億一千百四十一万一千余円の増となっております。項別に申し上げますと、第一項の総務管理費につきましては、前年度と比較いたしましたして五八％、九億一千百九十九万九千余円の増となっております。これは庁舎建設基金の積立金及び市制二十周年記念事業費の増が主なものでございます。

第二項徴税費及び第三項戸籍住民基本台帳費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

第四項選挙費につきましては、前年度と比較いたしましたして四三・六％、二千九百八十八万五千余円の減となっております。

第五項統計調査費につきましては、前年度と比較いたしましたして、一〇八・六％、一千九百三十万五千余円の増となっております。これは国勢調査が実施されたためによるものでございます。

第六項監査委員費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

次に第三款民生費につきましては、執行率は九六・四％でございます。前年度と比較いたしましたして一・一％、三千五百四十四万七千余円の増となっております。また不用額は一億二千五百四十六万六千余円でございますが、扶助費がその主なものでございます。

第一項社会福祉費につきましては、前年度と比較いたしましたして二千五百八十九万九千余円の減となっております。これは平成元年度におきまして、れんげ作業所新築事業が完了したことによるものでございます。

第二項の児童福祉費につきましては民生費の四一・七％を占め、また前年度と比較いたしましたして一〇％、一億二千九百三十一万二千余円の増となっております。主なものとしたしましては、児童措置委託料七億二千八百十三万八千余円、福生熊川保育園運営委託料二億二千五百五十八万六千余円、児童手当及び児童育成手当等一億三千二百七十四万七千余円でございます。

第三項生活保護費につきましては、前年度と比較いたしましたして、七・五％、六千八百八万六千余円の減となっております。これは扶助費の減によるものでございます。また、不用額八千三百九十九万二千余円につきましては、扶助費が主なものでございます。

第四款衛生費につきましては、執行率は九九・二％でございます。前年度と比較いたしましたして四三・四％、三億四千二百七十七万四千余円の増となっております。

第一項保健衛生費につきましては、前年度と比較いたしましたして一四〇・三％、二億九千百七十七万七千余円の大幅な増となっております。これは健康センター駐車場増設事業の用地買収費がその主なものでございます。

第二項清掃費につきましては、前年度と比較いたしましたして八・八％、五千百六万七千余円の増となっております。主なものといたしましては、西多摩衛生組合負担金一億九千八万余円、塵芥収集及び不燃物収集委託料二億一千一万七千余円、及び牛浜駅東口公衆便所新設事業費一千五百二十七万八千余円でございます。

第五款労働費につきましては、執行率は八四・五％でございます。

一五ページから一六ページを開きいただきたいと思ひます。

第六款農林水産業費につきましては、執行率は九三・八％でございます。前年度と比較いたしましたして、九・二％の増となっております。主なものといたしましては、職員人件費及び緑化推進に要する経費三千七百万六千余円でございます。

次に、第七款商工費につきましては、執行率は九七・七％でございます。主なものといたしましては、中小企業振興資金貸付預託金三千三百万円、七夕祭り委託料一千八百五十二万二千円、商工会に対する補助金一千二百七十万円でございます。

第八款土木費につきましては、執行率は九六・九％でございます。また全体の構成費の一八・一％を占めております。前年度と比較いたしましたして、三・八％、一億二千三百三十万一千余円の減となっております。これは事業費の減及び繰越明許費によるものでございます。繰越明許費七千七十九万九千円につきましては、市道田園二八号線外二改良事業が主なものでございます。

次に、第一項土木管理費につきましては、職員人件費が主なものでございます。

第二項道路橋りょう費につきましては、前年度と比較いたしましたして〇・九％、八百五十四万余円の減となっております。これは市道一二三五号線改良事業の用地買収費が主なものでございます。

第三項の都市計画費につきましては、前年度とほぼ同様でございます。主なものといたしましては、下水道事業会計への繰出金九億三千万円、仮称東福生駅東口広場公園及び仮称熊川緑地新設事業費の用地買収費六億九千九百八十八万五千余円でございます。

次に、第四項住宅費につきましては、前年度と比較いたしましたして五五％、一億一千九百八十五万六千余

円の減となっております。これは市営住宅新築事業の減によるものでございます。

第九款消防費につきましては、執行率は九八・八％でございます。前年度と比較いたしましたして二五・二％、一億五千百八十八万五千余円の増でございます。主なものといたしましては、消防事務都委託費負担金五億二千二百二十九万九千円、災害備蓄庫等の用地買収費一億八百二十二万五千余円でございます。

次に、第十款教育費につきましては、執行率は九八・六％でございます。前年度と比較いたしましたして、一三・八％、三億九千七百二十八万四千余円の増となっております。また全体の構成費におきましては、一九％を占めております。不用額の四千六百十一万六千余円につきましては、主に工事請負費の入札差金でございます。

第一項教育総務費につきましては、前年度と比較いたしましたして、四三・九％、一億一千六百四十三万七千余円の増となっております。これは学校施設等整備基金の積立金が主なものでございます。

第二項小学校費につきましては、前年度と比較いたしましたして四六・三％、三億九百九十三万五千余円の増でございます。これは学校施設改良の工事請負費がその主なものでございます。

第三項中学校費につきましては、前年度と比較いたしましたして一七・三％、一億八十二万六千余円の減となっております。これは小学校費と同様に、学校施設改良工事請負費がその主なものでございます。

第四項学校給食費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

第五項社会教育費につきましては、前年度と比較いたしましたして一九・一％、一億二千五百五万八千余円の増となっております。これは仮称福生駅西口ギャラリ―新築事業費が主なものでございます。

第六項保健体育費につきましては前年度と比較いたしましたして、一一・五％、五千三百五十三万余円の減となっております。これは事業費の減によるものでございます。

第十一款公債費につきましては、執行率は九九・九％でございます。

一七ページから一八ページを開きいただきたいと存じます。

第十二款諸支出金につきましては、執行率は一〇〇％でございます。前年度と比較いたしましたして、三三・八％、十一億七十六万八千余円の大幅な増となっております。これは都市施設整備基金への積立金が

主なものでございます。

第十三款予備費につきましては、総務費四件、四百万九千円、民生費へ一件、四十万円、衛生費へ四件、五十五万三千円、土木費へ二件、百二十五万五千円、消防費へ二件、二百七万四千円、教育費へ一件、二百六十五万三千円、諸支出金へ一件、二十五万九千円、それぞれ予備費から充用をさせていただきました。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 引き続き監査委員から、監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十四号、平成二年度福生市一般会計決算審査の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

審査に当たっては、市長から提出されました決算書類が地方自治法等関係法令に準拠し、調整されているか。予算が適正かつ効率的に執行されているか、また事務事業が経済的、効果的に執行されているか等について、関係部課長等の出席を求め、七月十六日から延べ七日間、審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元に御配付の審査意見書のとおりでございますので、内容等につきましては省略をさせていただきます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証書類等と照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。しかしながら、当市の財政状況を見てまいりますと、市税収入の伸びについては、今後も多くを期待することは困難が予想されます。また厳しい国の財政における基地交付金、国庫補助金等についても楽観はできない情勢にあります。

一方、現下の社会経済情勢は大きく変化しており、行政需要はますます拡大し、財政支出も大幅に増大するものと思われます。

したがって、これからより一層積極的な経費の節減、効率的な行政運営を進め、市民のニーズにこたえ、市民福祉の増進がさらに図られますことを御期待申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明、及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第九十四号は、二十二人の委員をもって構成する平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号については、二十二人の委員をもって構成する平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会に付託いたしました議案第九十四号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） お諮りいたします。

ただいま設置されました平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、

大野悦子君	田村正秋君	山下進君	吉沢嘉翁君
野口秀世君	浜中輝夫君	須釜亮次君	佐藤慶二君
在原博君	松山清君	原敏子君	遠藤洋一君
小野沢久君	村野和一郎君	齋藤巽君	井上寅吉君

上野重勝君 堀川 實君 指田保雄君 東田正治君
宮沢良一君 仲村清信君
以上二十二人を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました二十二人の諸君を、平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 暫時休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 再開

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選の結果について(別添参照)

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告をしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。
ここで正副委員長になられました方々から、ごあいさつを願います。まず、委員長、齋藤 巽君。

(決算審査特別委員会委員長 齋藤 巽君登壇)

○決算審査特別委員会委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長に選任されまして、その責任の重大さを痛感しております。各委員の御協力をいただきまして、野口副委員長ともどもよろしくお願い申し上げます。(拍

手)

○議長(赤星行人君) 次に副委員長、野口秀世君。

(決算審査特別委員会副委員長 野口秀世君登壇)

○決算審査特別委員会副委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会において、副委員長を務めるということでございます。もとより不慣れでございますけれども、齋藤委員長を補佐して、一生懸命に務めさせていただきます。いろいろと御協力、よろしくお願いを申し上げます。一言あいさついたします。(拍手)

○議長(赤星行人君) 以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長(赤星行人君) 日程第九 議案第九十五号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(会計課長 町田光輝君登壇)

○会計課長(町田光輝君) それでは御指名をいただきましたので議案第九十五号、平成二年度福生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の決算書の二一七ページをお開きいただきたいと存じます。それでは歳入から御説明を申し上げます。

歳入の予算総額は、二十二億六千六百三十一万七千円に對しまして、収入済額は二十一億六千二百九十万八千六百一円でございます。収入率は九五・四％でございます。

次に歳入の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第一款の国民健康保険税の収入済額は、七億四千六百六十六万六千六百三十一円でございます。前年

度と比較をいたしまして、六千三百八十二万二千二百十九円、九・四％の増となっております。

続きまして、第二款国庫支出金の収入済額は七億五千七十三万六千五百一円でございます。内容としては、国庫負担金収入が、七億三千七百五万四千五百一円でございまして、主な収入といたしましては、診療費に対する療養給付費等負担金収入が六億九千四百八十九万七千円でございます。

次に、国庫補助金収入は一千三百六十八万二千円でございまして、主な収入は、助産費補助金と老人ホームの医療費の財源不足等に伴う財政調整のための特別調整交付金でございます。

第三款療養給付費交付金の収入済額は、一億九千七百十六万四千六百六十八円でございます。これは退職者の医療交付金及びその精算分でございます。

続きまして、第四款都支出金の収入済額は、一億三千九百二十三万四千四百四十四円でございます。これは国民健康保険に対する都の財政調整補助金収入でございます。

続きまして、第五款共同事業交付金の収入済額は、一千七百二十一万一千九百十四円でございまして、高額医療費に対する交付金でございます。

次に、第六款繰入金の収入済額は、予算現額と同額の二億四千万円でございまして、保険基盤安定及び一般会計からの繰入金でございます。

次に、第七款繰越金の収入済額は、六千八百三十三万七千八百一十一円でございまして、これは前年度からの繰越金でございます。

次に、第八款の諸収入の収入済額は、一千六十六万一千三百六十二円でございまして、その主な収入は預金利子及び第三者行為による納付金等でございます。

第一款から第八款までの収入済額は、二十一億六千二百九十万八千六百一円でございまして、前年度と比較をいたしまして、一億三百三十一万九千七百七十六円、五％の増となっております。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

二一九ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳出の予算総額は、二十二億六千六百三十一万七千円に對しまして、支出済額は二十一億四千四百十五万四千八百八十七円でございます。執行率は九四・六％でございます。

次に、歳出の内容につきまして、御説明申し上げます。まず第一款の総務費の支出済額は、七千六百六十四万六千六百九十六円でございまして、主な支出といたしましては、職員の人件費及び事務費でござい

ます。次に、第二款保険給付費の支出済額は、十四億二千六十五万八千三百三十五円でございまして、支出済額の総額の六六・三％を占めております。前年度と比較をいたしまして、七百六十一万四千六百四十九円、〇・五％の減となっております。保険給付費のうち、療養諸費の支出済額は十二億九千三百十五万九千九百七十九円でございまして、その主な支出としましては、一般被保険者療養給付費八万八千五百八十件で、十億二千二百八十五万七千八百七十五円、退職被保険者等療養給付費が一万六千八百八件、二億四千五百十二万二千九百九十五円でございます。

次に、高額療養費でございしますが、支出済額は一億四百七十六万三千三百五十六円でございまして、給付件数は一般被保険者が千二百六十一件、退職被保険者等が二百十六件でございまして、給付件

助産費につきましては、百三十六件で、一千七百六十八万円。葬祭費につきましては、百五十九件で四百七十七万円。育児手当金につきましては、百四十四件で二十八万八千円でございまして、百五十九件で四

次に、第三款老人保健拠出金の支出済額は、六億二千三百三十三万八千二百五十一円でございまして、これは老人保健医療事業への医療費及び事務費の拠出金でございまして、前年度と比較をいたしまして、一億二千九百九十九万四千八百八十二円、二六・四％の増となっております。これは対象被保険者の増によるものでございます。

次に、第四款共同事業拠出金の支出済額は八百七十一万七千九百八十六円でございまして、これは高額医療費の共同事業医療費拠出金が主なものでございます。

次に、第五款の保健施設費の支出済額は、七十九万三千七百四十二円でございまして、これは被保険者に對しまして、医療通知をするための事務費及び保養施設利用者に対する補助金でございまして、

次に、第七款の諸支出金の支出済額は、一千四百十九万九千七百七十七円でございます。これは国都支出金精算返還金及び一般被保険者過誤納保険税の還付金でございます。

次に、第八款の予備費の支出済額はゼロでございます。

第一款から第八款までの支出済額の合計額は、二十一億四千四百十五万四千八百八十七円でございます。前年度と比較をいたしまして、一億四千六百四十万二千四百四十三円、七・三％の増となっております。

したがって、歳入歳出差引残額は一千八百七十五万四千四百十四円でございます。以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審査をいただきまして、原案のとおり御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 引き続き監査委員から、監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号、平成二年度福生市国民健康保険特別会計決算審査の結果につきまして、御報告させていただきます。

内容につきましては、審査意見書四四ページから四七ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証書類等を照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお歳入につきましては、保険税国庫支出金、繰入金等の増加が見られます。歳出につきましては老人保険拠出金において、大幅な伸びが見られます。このような状況の中で、保険税の収入未済額が増加しており、一般会計からの繰入金も、前年度より一六・九％の増加となっております。今後も医療費等の増高が続く限り、国保財政の運営は、厳しい状況下に置かれるものと思われましますので、適切な医療給付の推進を図り、国及び都補助金の増額等の要求を積極的に進め、今後の健全な運営が図られますよう御要望申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十四番（小野沢 久君）

一つ質問をしておきたいと思ひます。

歳入の関係ですが、不納欠損が非常にふえております。二千万もの不納欠損が出ているということでは、幾ら繰入金を出しても、なかなか有効な利用ができないのではないかと思いますので、この不納欠損の理由がどこにあったのか、それと滞納金を徴収する努力についてどのような形で取り組んできたか、二点をお願いいたします。

○市民部長（岩崎好亮君）

御指摘のように平成二年は不納欠損が多かったということでございますが、不納欠損をした理由でございますが、以前ですと、五年の時効もあって不納欠損していたのですが、私の方で調査をしますところによりますと、国外へ転出してしまったとか、あるいは死亡してしまつたとか、生活保護の受給者になつてしまつたというようなことがございまして、こういうような人に対しましては、五年を待たずに、いわゆる不納欠損をしてしまつたということでございまして、そういうようなことで多くなつたということでございます。

それからもう一つは、滞納の催促とか含めて、徴収の態度がどうなっているのかということでございますが、私の方でも限りある人数でございますが、できる限り個別の訪問をいたしまして、実態を調査して、徴収の向上に努めているということでございます。結果としましては、昨年より若干徴収が上がっておりますが、まだ努力が足りないということと反省をしなければいけないというふうに思っております、以上です。

○十四番（小野沢 久君）

五年の時効を待たずして不納欠損をしたということと、国外だとか、死亡だとか、生保だとか、いろいろ理由はありましたけれども、いずれにしても委員会付託になって、その辺の細かい数字についても審議があらうかと思ひますので、この程度にとどめておきます。ありがとうございます。

○十二番（原 敏子君）

それでは何点かお願いします。

この平成二年度の国保の関係、税率がアップされました。当初で五・七三％値上げされたわけですが、これも、この決算では五・七三％アップした値上げ分、これは幾らになったでしょうか。

それと、そのほかに税の増収で自然増というのが出ますが、その自然増は幾らなのか。

それと東京都のペナルティーですが、結局この五・七三％アップしたその一つの理由に、都のペナルティーがかかるからという理由で値上げされたわけですが、それでは都のペナルティーはどれぐらいになったのか。

それと、今ありました国保の福生市の対象世帯数は、事務報告書を見ますと八千三百五世帯となっています。それでこのうち、この決算の軽減世帯数と滞納世帯数、それと税を収納した収納済の世帯数、これを教えてください。

それと、今、小野沢議員から言われました不納欠損額のこの関係ですけれども、今そうすると部長の答弁を聞いてますと、五年の時効を待って不納にするのではなくて、適宜判断をしたのだということと、こういう数字が出たと言われましたけれども、そうしますとここできちっと全部精算したということなんでしょうか。事務報告書の二百六十六ページを見ますと、まだ収入の未収額というのは、一億一千六百万ほどあります。そうするとこういうような不納欠損の額がふえてくるのは、これから何カ年計画でやっているのか。何か今の死亡とか外国とか生保に切り換えということになると、そういうことでもないのはいかなと思うのですけれども、ここらはどうなのかということ、この不納欠損になった二千万の一番大きな金額、一世帯当たりというのですか、一番大きな金額をひとつ教えてください。

次は、国庫の支出金の関係ですけれども、保険基盤ができて、軽減分が国庫支出金が削減されたために、福生市の持ち出しが五％、この市の影響額がふえたわけですが、この五％の分の金額を教えてください。

次に、国庫の負担率、対医療費に対してこれまでは、何年か前ですが、四五％だったものが、負担率が三八・五％に引き下げられました。そのこの平成二年度決算での影響額。

最後なのですが、一般会計からの繰入金、決算やってみまして、二十六市中何位で、一人当たり幾らなのかというのは当然調べられているでしょうから、それをお願いします。

○市民部長（岩崎好亮君） 何点か質問があって、順位がちょっと同じように答えられないかもしれませんが

が、御容赦願いたいと思います。

まず、値上げの金額でございますが、値上げした場合にどうなったのかということですが、私の方の決算の推計でございしますが、アップの額は四千四百七十五千円でございます。今度はそのうちの改定した場合に幾らかということですが、二千四百五十一万九千円。それで自然増が一千九百五十五万六千円、こういうように推定をしております、こういうふうな結果になったということでございます。

次に、ペナルティーの問題がございまして、幾らかということですが、平成の二年度分は八百六十八万四千二百九十六円でございます。

それから、収入未済額の世帯数が何件あったかということですが、これは千六百三十四件が今のところまだ未済になっていると、いわゆるこれからもらえるということでございます。

うちの方の収入済世帯数は、七千四百四十四件でございます。減免世帯は何世帯かということですが、千七百十七世帯でございます。

不納欠損の最高額が幾らかという御質問でございますが、最高の金額は三十七万円でございます。三十万円の方が不納欠損をしたということでございます。

それから、一般会計からの繰入金金の順位でございますが、まだ決算が全体的に出ておりませんのでわかりませんが、二十三位というふうに、予算上のことでは出ておりますので、決算で一〇〇％予算が執行されていたかどうかということはわからないわけでございます。

それから、繰入金金の一人当たりが幾らだったのかでございますが、これは一万三千百五十三円でございます。

国庫支出金の負担率のことがちょっときておりますが、実質的には三二％ということで、影響額はどうかということとでございますが、直接の計算はしていませんが、過去の例から行くと、約一億前後ではないかというふうに思っております。

ちょっと私の方で筆記するのに必ずしも質問者に対する答弁になっていないかもしれませんが、もしあ

りましたら、また御質問していただきたいと思いますが、大体私の筆記したのはそのようでございますが、以上です。

○十二番(原 敏子君) わかりました、どうもすみませんでした。

そうすると、この決算で税率アップした分の額は、今のあれでは二千四百五十一万九千円、これが五・七三分だというふうに、いいわけですね。自然増が一千九百五十五万六千円だから、総体が四千四百七十五万五千円でしょう。それで五・七三分分は二千四百五十一万九千円、これでいいんだというふうに見てよろしいんですね。後で、またもし違ったら言ってください。それだけ確認しておきます。それを被保険者数で割ると、平均が幾らというのが出ますね。そういうのはまた後でやってみます。

それと都のペナルティーは、当初この値上げ幅で見て、大体当初の皆さんが組まれた予算の中で、都のペナルティーはこれぐらいであろうというのが大体当たったわけですね。そうすると今聞いて一つだけわからないのは、これはちょっととらえた時点が違うのだからと思うのですけれども、国保の対象世帯数は八千三百五世帯なのに、平成二年度、収入未済世帯は千六百三十四世帯で、収入済世帯が七千四百四十四になると、八千七百七十八になってしまふのです。だからとらえる時点が違うのか、違えばそれでいいのです。それだけちょっともう一つ教えてください。

それと、不納欠損の三十七万、この最高の人、このときは、この平成二年度は、二年度ではないですよ、ね、不納欠損だから。これはその当時の最高限度額だった人でしょうか。このところ毎年、少しずつ上げていくからわからないので、それだけ教えてほしいのと、まあ亡くなったのかなというふうに思うけれども、そんな程度です。あとは国庫の負担率一億円、おかげで福生市は一億円国保財政が厳しくなったというところで、これで確認させていただきたいと思っています。

一般会計からの繰り入れも二十六市中、今のところ二十三位であろうと。当初予算では、国保の当初予算のときは二十四番だったのです。二十三位になって、しかし一人当たりの繰入金額は当初のときよりも減って、こういうような状態で、なかなか大変な国保の会計だったなというふうに思いますが、そこだけもう一度教えてください。

○市民部長(岩崎好亮君)

最初の御質問でございますが、当初の税率を値上げするときに確かに五・七三%上がるだろう、こういうようなことでやりましたところ、実際に自然増や社会増を含みますと、六・五%上がったということでございます。先ほど二千四百五十一万九千三百三十六円というのは、改定分の三・三六の分でございます。当初予算を計算するときに、五・七三に相当するものは、四千四百七十五万八千八百八十六円、当初予算のときには、恐らくこの計算では、四千四百四十万五千円だろうというふうに想定していたわけなのですが、実際にやりましたら四千四百七十五万五千円、六・五%で、改定そのものは二千四百五十一万九千三百三十六円の方が改定で、三・三六%だということでございます。

それからもう一つ、件数が調定の収入済額と未収入済額の件数がちょっと違うのじゃないかということですが、とらえるところが軽減措置等がありますと、その件数がちょっとダブルといえますか、集計のところがちよっと違って出てくるというふうに御釈願えればと思うわけでございます。

それからまたもう一つ先に進んで申しわけありませんでしたが、一世帯当たりの会計といえますか、単価アップしたのは一世帯幾らかということでございますが、二千四百五十一万九千円を世帯で割るというようなことになりますと、集計としては三千二十三円という数字になろうかと思えます。大体以上でございますが、。ちよっとすみません。三十七万の方は何年度というのちよっとわかってませんで、いつのときだかちよっとわかりませんで、申しわけありません。

○十二番(原 敏子君)

わかりました。そうすると、この平成二年度の国保の特別会計、当初では五・七三%増税しようとして税率アップをしたものが、実際は自然増も含めて六・五%上がったというふうでいいのです。そのうち三・三六%が自然増を除いた分だという形ですね。わかりました。いいです。

○十一番(松山 清君)

一つだけお聞きしておきたいのですけれども、国保税がどんどん高くなって、支払いがなかなかできなくなるというような状況から、こういう非常に収入未済もふえてくるというのが一つ要因だろうと、私は考えているのですけれども、こうした決算を振り返りまして、しからは今国保税の引き上げを抑える、または引き下げをする。そういうことをやる上では、どんなことをやれば、それが事務担当として、方法を、それをちよっとお聞きしたいと思っています。

○市民部長（岩崎好亮君） 国保の会計は、御存じのように特別会計でございますので、一番初めの積算をする場合に、医療費を一応集計をして、それから国の補助金等がどのくらい来るかということを含めまして、医療費を総計しまして、それから国の補助金を引きまして、そうするといわゆる保険者で見ていただく金ということになるわけでございますが、それを保険税で、現在の保険税率を出しまして、保険税が大体このくらいになるだろう、そういうことになりますと、その差額は一般会計とか、いろいろのところから補助金をいわゆる繰入金で賄わなければいけないと、こういう仕組みでございます。したがって、先ほどの御質問は、保険税率を上げる場合、あるいは上げない場合ということはどういう対策があるのかということでございますが、私の方の国保の職員の努力というのもあるかと思えます。それからまた、いわゆる国保にお入りになられている人の医療費の問題等もあるかと思えます。したがって二つの面であらなければいけないかと思いますが、一つは医療費がどの程度伸びるかということが大きな課題になるわけです。これにつきましまして施策としては、社会的に言いますのは早い時期に予防していただきまして、できるだけ医療費がかからないようにしていただくという、医療費がかからないように病気を早く治していただくというようなことの施策はあらうかと思えます。これは市の職員というよりも、かかっておられる、国保にお入りになられている人のお願いやら、努力なりをしていただくということでないかと思うのです。

それから次に私どもの職員の努力といえますと、一つは一般会計から繰入金をいただくわけですが、まず自分の努力ということになりますと、保険税率を上げなかったり、下げなかったり、保険税率を動かさなくても、例の恥ずかしいことでございますが、滞納といえますか、徴収といえますか、そういうもの、ことを図りまして徴収率を上げれば、その分だけいわゆる国保税が助かるといえますか、財政が潤うわけでございますから、できるだけ税率を上げない努力をして、徴収率を上げていただく。また上げるように努力することが、一つは税率を変えないでも済むのではないかと、こういうふうに思うわけです。したがって、その二つの要素を私の方で、できる限りの範囲で数字等の数値を出しまして、その後になんとしても足りないということであれば、やはり一般会計の方からお願いをしなければならぬのではな

いか、そんなようなことを考えておるわけでありまして、御質問の趣旨はそういうことなのかどうかかわかりませんが、税率の変更をしない場合には、医療費をできるだけ努力していただくということと、私の方の努力としては収納で国保を上げていただいて、収支を合わせられればというふうには思っているところであります。以上です。

○十一番（松山 清君） いろいろ徴収に当たっては、職員の皆さんも大変努力されていると思えますし、そうした努力をした結果が今日の決算にあらわれた数字ではないかというふうに思います。それはそれとして、もう一つは一般会計の繰入金の問題があるわけです。例えば今、多分原議員の質問でも、大体二十六市の中で二十三位ぐらいですか、一人当たりいたしますと、この平均で、例えばこの十三位が平均になるか、この十三位、十四位ぐらいに相当する繰入金をやったとすれば、国民健康保険ではどれだけ引き下げることができるか。この決算の上で。

○市民部長（岩崎好亮君） 平成二年度の二十六市の決算が出ていないので、十三位というのはなかなかつかみにくいわけですが、予算をつくるときにいろいろ審議というか、論議をしておりますので、十三位になりますと一人当たりの繰入金というのですか、繰入金というのですか、一般会計が持っていたのは十三位になりますと、今の金額よりかなり上がるわけです。それで恐らく決算でないと、よその決算わかりませんけれども、二十六市は平均だとすると一万六千円ぐらいでございますので、私の方ではさっき言った一万三千円程度ですから、三千円の一万七千人ということになりますか、そういうようなことになりまして、約五千万ほどになるかと思うのです。これはもう少しその決算が出ませんと、何とも言えませんけれども、予算どこのときの審議の段階では五千万程度が、繰出金が多くというか、いただと十三位ぐらいになるかと思いますが、これは繰出金だけの話でございます。先ほど申し上げました医療費そのものが二十六市で十三番になっていけば、そういうことになるのですが、医療費そのものが二十六市でも低い方ですから、必ずしもそういう格好にはならないのではないかと。繰出金の順位だけでは十三番ですと、五千万になるのですけれども、医療費も十三番ですと、そういうことになり、医療費もやはり私の方で集計では十九番から二十番ぐらいじゃないかと思えます。以上です。

